

令和7年第18回宝塚市教育委員会の会議（定例会）会議録

- 1 開催日 令和7年10月21日（火）
- 2 場 所 宝塚市役所 大会議室
- 3 開会時間 午後1時00分
- 4 閉会時間 午後2時20分
- 5 出席した委員の氏名
赤井 稔教育長、松浦 一枝委員、石井 克馬委員、春日井 敏之委員及び川上 泰彦委員
- 6 除斥した委員の氏名
- 7 委員及び傍聴人を除く、議場に出席した者

管理部長	高田 輝夫	教育企画課長	飯田 博
学校教育部長	藤川 明人	学事課長	蛭子 元春
社会教育部長	番庄 伸雄	学校教育課長	石田 勝久
管理部長次長	池本 和義	社会教育課長	澤井 慎治
学校教育部長次長	三ヶ尻 桂子	スポーツ振興課長	赤松 裕介
学校教育部長次長	前田 政子	学校教育課副課長	大善 雄
学校教育部長次長	山下 昌裕	学校教育課係長	村上 貴則
		学校教育課係長	小池 明生
		学校教育課係長	向井 郁弥
		教育企画課係長	板垣 慎一郎
		業務改革推進課係長	岡田 弘志
		業務改革推進課係長	吉川 達
- 8 会議の書記
教育企画課事務職員 中瀬 陽子
- 9 議題

議案第20号 宝塚市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第21号 宝塚市立特別支援学校規則の一部を改正する規則の制定について

議案第22号 和解することについて意見を申し出ることについて

議案第23号 受益者負担の適正化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について意見を申し出ることについて

報告事項 令和7年(2025年)度8月及び9月における宝塚市立学校の「いじめ事案」について

報告事項 学校給食の管理に関する規則の改正について

会議の概要

開会 午後 1時00分

赤井教育長

それでは、令和7年第18回宝塚市教育委員会定例会を開催いたします。
本日、傍聴の希望者はいらっしゃいますか。

飯田課長

いらっしゃいません。

赤井教育長

本日は、川上委員がオンラインで出席されています。また春日井委員より到着が遅れる旨の連絡を受けました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、過半数の委員の出席がありますので、本会が成立する旨報告いたします。

本日の署名委員は石井委員です。よろしくお願いします。

本日の付議案件は、議決事項4件、議決事項以外の案件1件です。

それでは、進行について事務局から説明をお願いします。

飯田課長

本日の付議案件は、議決事項4件、議決事項以外の案件1件です。

案件は、議案第20号 宝塚市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、議案第21号 宝塚市立特別支援学校規則の一部を改正する規則の制定について、議案第22号 和解することについて意見を申し出ることについて、議案第23号 受益者負担の適正化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について意見を申し出ることについて、報告事項 令和7年（2025年）度8月及び9月における宝塚市立学校の「いじめ事案」について、です。

審議の順としましては、議案第23号、議案第20号、議案第21号、いじめ報告、議案第22号の順でお願いします。

議案第20号及び第21号は、一括での審議でお願いします。

「いじめ報告」及び議案第22号につきましては、個人に関する内容を含むため、非公開での報告でお願いいたします。

ご審議のほどよろしくお願いします。

赤井教育長

それでは、議案第23号 受益者負担の適正化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について意見を申し出ることについて、担当課より説明をお願いいたします。

池本次長

議案第23号 受益者負担の適正化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について意見を申し出ることについて、提案理由を御説明申し上げます。

本件は、受益者負担の適正化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、令和7年12月市議会（定例会）に議案を提案するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に意見を申し出るものです。

本条例は、市として行財政改革の一環として取り組んでいます受益者負担の適正化の実施に伴い、教育委員会に関連する条例の改正を行うものです。

資料の24ページの新旧対照表をご覧ください。

全部で3条ありまして、第1条では、宝塚市一般事務手数料条例の改正により、別表第5(17)の「前各号に定めのない事項の証明」時に徴収している証明書の発行手数料について、最も年間処理件数の多い住民票の手数料を、現行300円であるところを1.5倍し、100円未満を切り捨てた上で400円に改正することと合わせて、他の同額の手数料についても一斉の改定を行う方針となっております。

教育委員会では、前各号に定めのない事項の証明について、これに該当している証明が2項目あることから、合わせて同様の改正を行おうとするものです。具体的には、学校給食費の未納がないことの証明及び預かり保育料の未納がないことの証明であり、担当課において年間3から4件の証明書発行を行っているものです。

続きまして、第2条、第3条でございます。

新旧対照表につきましては25ページから33ページになるのですが、非常に煩雑で分かりにくくなっておりますので、本日お配りをしておりますA4の両面の資料もあわせてご覧ください。

第2条、第3条の施設の利用料の算定にあたって、受益者負担適正ガイドラインに基づき算定した適正価格と現行の受益者負担額の乖離率が、公民館では243.25%、スポーツ施設では109.57%となっており、公民館及びスポーツ施設の一般市民への利用料金に対して利用料を受益者負担適正ガイドラインで定める上限の1.5倍を超えるため、現状の利用料の1.5倍とするため、条例の一部を改正するものです。

各施設は、指定管理制度による管理運営のため、条例で定める額以内で指定管理者が利用料を定めています。利用者に対しては市外の方の利用や目的外使用により通常の2倍等の利用料を徴収することとしているため、条例で定める額の2分の1程度が現在の一般利用に係る金額となっており、その金額を1.5倍した額を条例上の金額とします。

本日追加でお配りした資料をご覧くださいますと、第2条関係でございますけれども、中央公民館、東公民館、西公民館につきまして、条例上の改正金額、改正後の金額、差額で、改正前の金額を2分の1した金額に1.5倍を乗じさせていますという形で特記させていただいております。現行の条例では、中央公民館のホールで見えますと2万8,600円と

いう設定をしています。その金額は市以外の方が利用した場合の2倍相当額を示しておりますので、市民利用に割り戻しまして、2分の1の金額、参考の改正前の割引と書いた部分でございますけれども、1万4,300円、これが現時点での市民の利用料金となっております。その金額に1.5倍した金額、1番右側になりますけれども、2万1,450円という数字が出てまして、100円未満の端数を切り上げて、改正後の金額、2万1,500円というところです。第2条関係につきましては、全ての項目において市民の料金に割り戻したものに1.5倍増した金額が改正後の使用料とさせていただきます。

なお、市民以外のもものが利用する場合及び相当の理由が認められる場合につきましては、別表で定める額の2倍相当とする旨を備考欄に記載するということとしております。

一覧のスポーツ施設につきましても同様でございます。現行の利用料金で、改正後の利用料金、差額で改正前の金額の4分の1、スポーツ施設につきましては、現行、市民以外の方が利用された場合で倍額、さらに営利等目的外で利用された場合、さらに倍額とするという形で最大料金を条例で示しておりましたので、その金額を市民の料金、市民料金に割り戻した4分の1した金額、その金額に1.5倍をしたものを今回の条例額としております。基本的には、スポーツ施設も、条例上の利用料金に対しまして、4分の1した金額に1.5倍した金額の100円未満の端数を切り上げた数字となっておりますが、一部屋外プールとテニスコートにつきましては、実態の金額に合わせた形での改正とさせていただきます。改正前に4分の1した金額が表示されていない項目が何項目かございますけれども、現在の市民料金、市外の方が利用される料金等々の設定をしていない部分がございますので、この部分につきましては、現在の条例上の1.5倍した金額を利用料とさせていただきます。

あと、先ほどの公民館とスポーツ施設、両方にかかってくる部分ですけれども、駐車場施設につきましては、現在30分につき100円という形で料金設定をしておりますけれども、こちらの方につきましては20分につき100円という形での改正を考えております。

施行日につきましては、第1条の規定につきましては、先ほどの手数料の部分は周知期間を考慮いたしまして令和8年10月1日とし、第2条第3条の公民館と施設の使用料につきましては、指定管理者が利用料金の改正を行う場合に6か月以上の周知期間を必要とすることから、公布日としております。

説明につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

赤井教育長

ありがとうございます。

それでは、この改正の内容について、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

石井委員

確認ですが、この料金、改正前、改正後ですけれども、改正前は市民以外の方の料金で、

改正後は市民の方の利用料ですか。

池本次長

おっしゃる通りでございます、公民館につきましては目的外の利用というのは想定しておりませんでしたので、市以外の方が利用される料金というのを条例上の金額としておりました。スポーツ施設につきましては、市民以外の方の利用の金額の倍額、さらにその目的外で利用される場合もあるということで、市民が利用される場合の4倍強相当の金額を条例上で設定してきましたので、全てその市民料金に割り戻しております。

改正後の条例につきましては、市民の方が利用される料金ということを設定しております、市民以外の方、目的外で使われる場合につきましては、全て備考欄でその旨を明記するという形で改正をしております。この部分につきましては、他の教育施設以外の施設でも、利用料金の表記の仕方がまちまちでございましたので、全て市民の方が利用される料金ということに統一をして、それ以外の方が利用される場合の料金については別表で定めるという形で調整をしているものでございます。

石井委員

告知の仕方なんですけど、この改正前、改正後っていうのを告知すると、パッと見は値上がりしたのかという印象になります。実際市民は1.5倍以上値上がりしているということですね。

ちょっと伝え方を工夫してください。

池本次長

承知しました。

赤井教育長

新旧対照表の見方だけでも、この表を作ってもらっているんですけど、差額と書いてあるから、実は比べているものが違います。本当は2分の1したものと1.5倍したところの横に、真の差額、変化を書かなければいけないです。見出しの出し方として、市民1人当たりの料金と、それから現行の表記でいうと市民以外という形で差を書くのは、ややこしいですね。ただ、これは説明用の資料として作ったと思うんですけど、実際の告知になったら、条例上はどうなりますか。

池本次長

条例上はそうなってしまいます。補足にはなりますが、公民館につきましてもスポーツ施設につきましても、あくまでも条例で定めている金額になりますので、実際の利用料金につきましては指定管理者との協議の中で決まっています。そのため、施設の利用料として徴収

できる上限額の料金を条例の方で決めさせていただいているということになります。

石井委員

この25ページ以降の、この書き方ではまずいと思います。確かに改正案の方では備考に書いているんですけど、現行で市外の方の料金という表記は全くないので、多分このまま見ていたら値下がりになると勘違いしてしまうと思うのですが。

池本次長

そこは我々も承知してしまして、条例上の建付けとしましては、こういう現行の金額と改正の金額という形でしか上がってきませんので、その説明という形で誤解のないように努めていきたいと思います。

松浦委員

その説明を入れられるのであれば、元々は市外の方の料金だったのが市民の料金になったということがわからないと、やはりこれはちょっと誤解を招く。確認なのですが、今回、市民の方の料金だけが値上がりするということですか。

池本次長

いえ、ベースは市民の方の料金になりますので、その料金に市外の方が利用されるのであれば、倍額。目的外の方が利用されるならさらに倍額となります。

松浦委員

これまでの市民の方がお支払いされている額は、ここに載っている額ってことですか。

池本次長

条例上の金額といたしましては、参考と書かせていただいている部分の、改正前÷2と書かれた部分が条例上の市民の方の利用料金となります。

本日配布させていただきました参考資料の中の右から2列目の金額が、市民の方の利用料金という形にはなりますが、あくまでも条例上の金額ということになりますので、実際の施設で徴収される金額というのは、上限以下で指定管理者が決めている金額という形になります。

松浦委員

例えば市民が中央公民館のホールを利用した場合、現在は1万4,300円ということですか。

池本次長

はい。

松浦委員

それが2万1,500円になるってことですね。

池本次長

仰るとおりです。

松浦委員

市民料金は値上がりするということですよ。市外の方の料金は改正前の2万8,600円のまま変わらないですか。

池本次長

いえ、市外の方が利用される場合は2万1,500円の倍額となりますので、4万3,000円になります。

石井委員

ただ西公民館の方などではそんなに周知できていないはずですね。条例上だけだから誰も見ない。利用する方、その金額を見ていないとは思うんですよ。この金額ではないんで。

赤井教育長

実際は、条例は上限額を示しているんで。あとは、その上限の範囲で指定管理者が利用料金を定めます。

松浦委員

おそらく今後、指定管理者の方がこれを基に利用料金を決められるということでしょうか。

池本次長

指定管理の期間は5年間で、指定管理期間の途中ですので、現在の指定管理の料金はこの値上げを含んでいない形です。ですので、今後その条例は改正いたしますけれども、今の料金をどうするかというのは指定管理者との協議の中で決まっていくという形になります。使用料収入が指定管理者の収入につながっていきますので、市民の方に一定の負担を求めない形で運用できればと考えているところです。

石井委員

値下げの印象をあたえないようにだけ、お願いします。

池本次長

承知しました。

石井委員

この改正案の方の備考に書くしかないんですね。

赤井教育長

新旧対照表というのは、議会に対して条例改正の時の議案の資料であって、ずっと条例の中に残る話ではないです。ですから、最新の金額しか表示されないです。新旧対照表というのは、こういう条例とかの改正の時の手続きとして、構成上、何がどう変わるという部分を明確にするために、変わるところだけを下線し示す資料です。ですから、現行が市民以外の額があって、今度は市民の額になるという時には、その手続きだけ考えたら、現行の条例上に記載されている内容と新たな条例上の記載をそのまま正直に書くので、それだけだったら説明しても分かりにくのでこういった表を資料でつけてくださいとお願いして作ってもらいました。でなければ、これだけでは口で説明してもわかりにくいのは事実ですから、議会に対しても、議案として出した時は法制上の記載の新旧対照だけではわからないので、この資料含めて議員さんに説明して知ってもらわないといけないと思います。

実際、市民の方がどう見るのかというのは、指定管理者が最新の料金に替えた時に、いくらになりますという風に表示するんです。現行の料金からこう変わるという、それは市民1人とか、表示の仕方、法制上の条例上の表記とはまた違った形で表示します。「市民の場合は」とか、「市外の場合は」、「市民以外の場合は」と丁寧に料金表を作ってお示ししないといけないという、そういう話になります。

池本次長

値上げについては、市民に負担を強いるものになるので、しっかり指定管理者と協議しながら設定していきたいと思っています。

赤井教育長

他、何かご意見ありましたらお願いします。

よろしいですか。

川上委員、よろしいでしょうか。何かございますか。

川上委員

いえ、特にございません。

今、会場の方で質問をいただいていたところで、少し難しいなと思いながら聞かせていただいていた。

赤井教育長

ありがとうございます。そうしましたら、議案第23号 受益者負担の適正化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について意見を申し出ることについては、原案の通り可決でよろしいでしょうか。

委員

(承認)

赤井教育長

ありがとうございます。

それでは、可決ということで、次に移ります。

続きまして、議案第20号 宝塚市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についてと、議案第21号 宝塚市立特別支援学校規則の一部を改正する規則の制定についてを、それぞれ担当課より一括して説明をお願いします。

石田課長

議案第20号 宝塚市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、議案第21号 宝塚市立特別支援学校規則の一部を改正する規則の制定について、一括して提案理由及び内容をご説明いたします。

年度当初、各学校においては、学級編成や子どもたちの個別配慮事項の引き継ぎ等、十分な時間を確保することが困難な状況が続いていました。本件は、こうした状況の中、教職員の働き方改革のさらなる推進と、子どもたちの学習環境を整え、安心して進級、入学のための準備を進めるため、宝塚市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則、宝塚市立特別支援学校規則の一部を改正するものです。これにより、小学校、中学校、特別支援学校の春期休業期間を4月7日までとし、始業式を4月8日、入学式について小学校は4月9日、中学校は4月10日に改正いたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

赤井教育長

特別支援学校の規則改正はいかがですか。

石田課長

特別支援学校の方も始業式は4月8日です。入学式の方は変更ありません。4月12日のままです。

赤井教育長

わかりました。ありがとうございました。

それでは、一括説明が終わりましたので、何かご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

川上委員

始業式を遅くするという趣旨でのご提案なのかなと思うのですが、年度末、年度始めの時間の確保という意味では、例えば前年度の3学期末を少し早くするというような時間の取り方もあるような気もするのですが、このような検討をしなくても、1日後ろにずらすというので、時間の確保というのは十分できそうなものではないでしょうか。賛否というよりは、その他どうなのかなというところで質問させていただきました。

赤井教育長

ありがとうございます。

石田課長

現在のところは一学期で検討はさせていただいているのですが、その他、委員のおっしゃるように夏季休業中であるとか、3月の末のことについても合わせて今後検討していきたいと考えています。

高田部長

学校側は4月1日以降、新規採用の辞令交付があったり、新しい人事体制がスタートします。そこから7日までの始業式までの間では、土日が1日入ってきますので、学級編成も含めてなかなかタイトなスケジュールのため、子どもたちの受け入れが十分な状況でないということを受けて、1日ずらす必要があったことから、3月で日程確保するというよりも4月の方で日程確保をしたということになります。

実はこの動き、去年からスタートしておりまして、毎年4月の13日や14日ぐらいに離任式ということで、異動した先生が元いた学校に帰って挨拶をするという日があるんです。そのため1日授業日が潰れていたのですが、今年、その離任式は3月25日の終業式の日に実施することとして、4月中の式は取りやめました。そこで1日の授業日をしっかり確保した上で、来年度から始業式を1日ずらしていこうとしておりますので、実際の授業時数も変わりがないというような、そんな中での取組ということになります。以上です。

川上委員

ありがとうございます。年度始め、なかなか大変だというのはいろんなところでも聞こえているところかと思しますので、1日で大丈夫なのかというのも含めてですよね。今後また状況見ながら検討いただけたらいいかなと思っております。ありがとうございます。

赤井教育長

他にご質問、ご意見はございませんか。

石井委員

前に校園長会でも2、3日なら大丈夫とおっしゃっていたので、1日でもいいのかなというのは心配しています。まだ、この取組は引き続き続いていくという感じなんですか。

高田部長

はい。阪神間、他市の中では、4月9日始業式ということで、現在の宝塚市から2日間ずれている自治体もあります。まずは1日春期休業期間をずらすことによって、学校で入学準備がどれだけ整うのかというところを見ながら、その先というものを、その必要性も含めて検討していくべき課題であるという風に考えております。

赤井教育長

他よろしいでしょうか。

それでは、議案第20号 宝塚市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、議案第21号 宝塚市立特別支援学校規則の一部を改正する規則の制定については、原案の通り可決でよろしいでしょうか。

委員

(承認)

赤井教育長

ありがとうございます。

それでは先ほど事務局からありましたように、ここからの案件は非公開となります。

報告事項 令和7年(2025年)度8月及び9月における宝塚市立学校の「いじめ事案」について、担当課より説明をお願いします。

【非公開での報告事項あり】

赤井教育長

それでは次の議案に移ります。

議案第22号 和解することについて意見を申し出ることについての説明をお願いいたします。

【非公開案件の審議あり】

赤井教育長

本日の予定案件は以上ですが、他に報告いただくことはありますか。

飯田課長

1件ございます。

担当より報告いたします。

蛭子課長

学校給食の管理に関する規則の改正について、ご報告します。

本年9月議会において、学校給食費の規定を条例から規則に変更する改正を行ったことに伴い、宝塚市学校給食費の管理に関する規則を改正し、学校給食費の規定を新たに設けます。

本規則は市規則であるため、事務手続き上は教育委員会の会議での議決を経ることなく市の総務課に改正依頼を行うものですが、子どもたちや保護者への影響が大きい内容であるため、教育委員会の会議にて報告いたします。

規則改正の内容につきましては、小学校及び特別支援学校に在籍する児童又は生徒につきましては、現行の日額270円から日額325円へ、中学校に在籍する生徒については日額315円から日額375円へ改正します。

その他、食物アレルギー等で給食の一部が実施されなかった場合は、市長が別に定める額を控除するということと、令和7年11月1日から令和8年3月31日までの間に実施する学校給食費の額は、それぞれ小学校230円、中学校270円と読み替えるための附則を置く改正を行います。

報告は以上です。

赤井教育長

説明は学校給食費の管理に関する規則改正についてですが、何かご質問等ございますか。

石井委員

規則となると、これは市民の方から見えなくなるのですか。

飯田課長

改正された内容は市のホームページで見れます。

高田部長

あと、お手紙でお知らせします。

蛭子課長

10月22日付けで、保護者に対してこの改正によって給食の質を確保しますというお手紙を出す予定です。

石井委員

でも、負担は変わらないですよ。負担は変わらない上で、出すということですね。

蛭子課長

そうですね。

赤井教育長

他にご質問あれば、お願いします。

松浦委員

今の負担の変わらないというのは、3月31日まで、ですよ。

蛭子課長

はい。

赤井教育長

よろしいでしょうか。

この件については、定例会報告という形で報告させていただきました。

他に報告はありますか。

飯田課長

ございません。

赤井教育長

それでは、本日の教育委員会の会議を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

————— 閉会 午後 2時20分 —————